

第二十二編 財政一斑

概 説

本年度の財政一斑を叙するに當つても、専ら昨年度の夫れに倣ひ、第一に本年度の歳計豫算を述べ、次に本年度中に發布せられた法令、規則の中最も世間を騒せた戸數割規則の細則、及び其の改正を掲げ、次に三ヶ年の日數を費やし漸やく作り上げられた財政經濟調査會の税制整理案を掲げ、最後に財政に關して本年起された主要なる改廢運動を記述することとした。

第一 財政狀態

1 十一年度歳計豫算

第四十五議會に提出せられた十一年度歳入歳出總豫算は之に追加豫算第一號乃至第五號を加へ、歳入歳出共總額十四億八千五百九十九萬九千百三十六圓であつたが、内

第一號追加昇格豫算三百二十九萬七千七百圓、第三號陪審法施行準備豫算案二十八

萬一千四百七十五圓は何れも貴族院に於て審査未了に終はり、結局兩院の協賛を経た豫算は歳入歳出各十四億八千二百四十一萬九千九百六十一圓であつて、其内譯如左。

イ 十一年度確定豫算表 (単位千圓)

	十一年度豫算			合 計
	第二號	第四號	第五號	
歲 入	歲 入	歲 入	歲 入	歲 入
(臨時部)	(臨時部)	(臨時部)	(臨時部)	(臨時部)
計	計	計	計	計
歲 出	歲 出	歲 出	歲 出	歲 出
(經常部)	(經常部)	(經常部)	(經常部)	(經常部)
計	計	計	計	計

右の内第二號追加は囚徒工錢及び製作收入を経常歳入とし、港灣修築費及び治水事業費に対する公共團體の納付金、分擔金を臨時歳入とし、之に前年度剩餘金繰入千百六十一萬五千百四十圓を加へ、感化院補助、監獄費、氣象費、萬國協約分擔金等の経常費及び在外鮮人保護取締國賓歡迎、ゼノア經濟財政會議其他の諸會議參

用に充つるものである。

次に此の豫算總額を前年度の夫れとを比較すれば如左。

ロ 總豫算前年比較表 (單位千圓)

十一年度豫算額

前年度比較増減▲ 十一年度收入剩餘金繰入

歳 入	一、四八二、四一九	一〇八、七八六
歳 出	二三六、九六一	八、七七八
歳 入	一、四八二、四一九	一一〇〇、〇〇八
歳 出	九四一、七六二	一〇八、七八六
歳 入	五四〇、六四六	一一〇八、二九四
歳 出	一一三三、〇八〇	一一一
歳 入	一一一	一一一
歳 出	一一一	一一一
歳 入	一一一	一一一
歳 出	一一一	一一一

即ち右の如く一億八百七十八萬六千餘圓の豫算の緊縮である。今之を歳入歳出の各に就いて詳述すれば如左。

歳入、減少の主なるは經常部に於いて租稅の千八百十四萬九千圓（所得稅六千四百五十二萬千圓を減せる爲め、營業稅千八百十六萬七千圓、酒稅千七百六十萬千圓、織物稅九百三十五萬三千圓の増加を見積れるも、尙斯く減少を來した）印紙收入の六百七十三萬六千圓、雜收入の四百四萬三千圓であつて、臨時部に於ては雜收入の千七百二十一萬千圓（國有財產整理資金、特別會計創設に伴ひ、從來一般會計に屬せるものを之に移せる爲め多大の減收を生ず）官有物拂下代の百九十六萬七千圓、特別會計資金繰入の百三十二萬五千圓等である。次に増加せるものは經常部に於て、森林收入の七

歳出、斯くの如き歳入の減少に應じ、事業の繰延を行ひたるを主とし、其他を合して經常部に於て、千三百餘萬圓、臨時部に於て九千六百餘萬圓の節約を見たけれども、

次に歳入の部に就いて之を見るに、此處にも亦看過す可からざる缺陷があると思はれる。夫れは歳入見積りの過大といふこととするもの經常部六百二十二萬圓、臨時部九千六百十四萬五千圓、計一億二百三十六稅、印紙收入等に若干の減收を見積ると共に、他方には、營業稅、酒稅、織物稅、郵便、電信、電話、專賣益金等に夫々若干の增收を見積つてゐることである。斯くの如きは經濟社會が一般に不景氣に陥つてゐる時、本豫算は高橋首相の言明の如く『節約緊縮を旨とし』たものゝ如く見られるであらう。而も尙之を微細に検する時は其處に何等眞の整理緊縮を發見し得ない。只斯く歳計に緊縮を來した主なる原因は歳出臨時部に於て、大藏、陸軍、海軍並に農商務諸省の經費中、不急の事業に要するものが繰延べられた一事に對する。然るに他方に於ては主として物價の騰貴を原因として、公共團體工事費納付金の百十五萬圓等增加千六百六十五萬二千圓、臨時部に於いてある。

歳出、斯くの如き歳入の減少に應じ、事業の繰延を行ひたるを主とし、其他を合して經常部に於て、千三百餘萬圓、臨時部に於て九千六百餘萬圓の節約を見たけれども、

次に歳入の部に就いて之を見るに、此處にも亦看過す可からざる缺陷があると思はれる。夫れは歳入見積りの過大といふこととするもの經常部六百二十二萬圓、臨時部九千六百十四萬五千圓、計一億二百三十六稅、印紙收入等に若干の減收を見積ると共に、他方には、營業稅、酒稅、織物稅、郵便、電信、電話、專賣益金等に夫々若干の增收を見積つてゐることである。斯くの如きは經濟社會が一般に不景氣に陥つてゐる時、本豫算は高橋首相の言明の如く『節約緊縮を旨とし』たものゝ如く見られるであらう。而も尙之を微細に検する時は其處に何等眞の整理緊縮を發見し得ない。只斯く歳計に緊縮を來した主なる原因は歳出臨時部に於て、大藏、陸軍、海軍並に農商務諸省の經費中、不急の事業に要するものが繰延べられた一事に對する。然るに他方に於ては主として物價の騰貴を原因として、公共團體工事費納付金の百十五萬圓等增加千六百六十五萬二千圓、臨時部に於いてある。

る場合果して實行し得るや否や疑はざるを得ない。又政府の公債政策の如きも甚だしく危険なものであると思はれる。要之、本年度の豫算をして斯くの如く窮迫せしめた原因は一方に於て物價の依然たる騰貴の爲めに、経費節約の困難であること、他方に於ては不景氣の影響として、各種收入の增收を期し難いといふデレシマの爲めである。

2 府縣稅戶數割規則施行

細則及改正

本年度中に公布せられた財政に關する法令、規則の中最も重要なものは府縣稅戶數割規則細則と共に其の改正とであらう。今左に之を掲げよう。

一 府縣稅戶數割施行細則

(大正十一年二月内務省令第二號)

府縣稅戶數割規則施行細則左ノ通定ム

第一條 府縣稅戶數割規則ニ於テ直接國稅ト稱スルハ地租、第三種ノ所得ニ係ル所得稅、營業稅、鑛業稅、砂礦區稅及賣藥營業稅ヲ謂ヒ直接府縣稅ト稱スルハ本條ノ直接國稅ニ對スル附加稅、營業稅及雜種稅（遊興稅及觀覽稅

チ院ク）ヲ謂フ

第二條 戸數割ヲ賦課スヘキ年度ノ前々年度ニ

トキハ關係市町村ニ於ケル府縣稅戶數割規則及直接府縣稅ノ稅額ハ府縣知事之ヲ定ム

第四條 ニ規定スル戶數割配當標準中直接國稅戶數割ヲ賦課スヘキ年度ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル

ニ於ケル府縣稅戶數割規則第四條ニ規定スル戶數割配當標準ハ府縣知事之ヲ定ム戶數割ノ配當前市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキ亦同シ

第三條 戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ計算ス

一 田又ハ畠ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畠ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ヲ配當金又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間内ニ於テ支拂チ受ケタル金額法人ノ社員其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂チ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込済金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

六 前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ最近ノ戶數割賦課ノ時ニ算定シタル所得額ヲ以テ其ノ資力算定ノ標準トス但シ未タ其ノ所得ノ算定ナカリシ者ニ關シテハ年度開始ノ日ノ屬スル年ヲ基準トシ前各號ノ規定ニ依リ之ヲ算ス

第四條 前條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗飼料・肥料・購買費、家畜其ノ代價、場所物件ノ修繕料又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第五條 第三條第一號又ハ第六號ノ規定ニ依ル所得計算三付損失アルトキハ同條第一號、第三號及第六號ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引計算ス

第六條 前三條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歳費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、千圓以下ナルトキハ同十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除ス

第七條 前四條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納稅義務者及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齢十四歳未滿若ハ六十歳以上ノモノ又ハ不具癡疾者アルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス

一 所得千圓以下ナルトキ
年齡十四歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癡疾者 一人ニ付 百 圓
二 所得二千圓以下ナルトキ 一人ニ付 七十圓
三 所得三千圓以下ナルトキ 一人ニ付 五十圓
同 前項ノ不具癡疾トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者、其他重大ナル傷痍チ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スルモノヲ謂フ

第八條 左ノ各號ノ一二該當スルモノハ戸數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ算入セス

一 軍人從軍中ノ俸給及手當
二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三 旅費、學資金、法定扶養料及救助金
四 営利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
五 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ外國ニ於ケル資產營業又ハ職業ヨリ生スル所得
六 乘馬ヲ有スル義務アル軍人力政府ヨリ受クル馬糧繫畜料及馬匹保續料
七 國債ノ利子

附則 本令ハ府縣稅戶數割規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
府縣稅戶數割規則第四條ノ標準中戸數割納稅義務者ノ數ハ大正十一年度ニ限り戸數ヲ以テ之ニ代フ

2 勅令第二百八十二號

府縣稅戶數割規則第四條ノ規定ニ依リ市町村ニ配當セラレタル戸數割總額中納稅義務者ノ資產ノ狀況ヲ斟酌シテ資力ヲ算定シ課スヘキモノハ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ當分ノ内之ヲ其ノ總額ノ十分ノ四以内ト爲スコトヲ得

附則 本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス
〔參照〕

大正十年(十月十一日公布)勅令第四百二十二號府縣稅戶數割規則抄錄

本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス
〔參照〕

本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス
〔參照〕

3 稅制整理案の内容

財政經濟調查會稅制整理委員會は政府の諮詢間に依り中央地方に於ける租稅體系を整備し國民負擔の均衡を策する爲久しく調査審議中であつたが、愈々別項要領の整理答申案を可決した。全編を通ずる整理の大體方針は直接國稅にあつては一般所得稅を中樞とし別に一般財產稅を創設して之が補完稅たらしめ現行地租營業稅を地方稅に委譲し關接國稅に於ては消費稅中成るべく生活必需品に對する課稅を避け、又は輕減し主

割總額ノ十分ノ五ヲ超エルコトヲ得ス
特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ標準ヲ設クルコトヲ得
附則 本令ハ府縣稅戶數割規則中左ノ通改正ス
第七條中「百圓」、「七十圓」及「五十圓」ノ下ニ以内ヲ加フ
第八條中「七國債ノ利子」ヲ削除ス
附則 本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス
〔參照〕

前年度ニ於テ市町村住民(法人ヲ除ク)ノ賦課ヲ受ケタル直接國稅及直接府縣稅ノ稅額並前年度始ニ於ケル戸數割納稅義務者ノ數ヲ標準トシ市町村ニ之ヲ配當ス但シ戸數割納稅義務者ノ數ヲ標準トスル配當額ハ戸數割

として奢侈品に課税するの主義を探つて居る。又地方税にあつては根本万針として國稅中より地租營業稅の委譲を受け、地方稅體系の中軸を道府縣に於ては地租家屋稅及び營業稅に置き、補完稅として所得稅附加稅其他を配し、市町村に在つては地租家屋稅及び營業稅の附加稅を中権とし、之に配するに戸數割を以てして居る。整理答申案の要領は左の如くである。

直接稅整理案

甲 直接國稅體系並地租、營業稅の地方稅委譲

一般所得稅を中権とし之に配するに左の綱領を記載したる財產稅を創設して直接稅の體系を構成し地租營業稅は之を地方稅に委譲する方針を執ること

一般財產稅綱要

一 納稅義務者 (一) 財產の權利者但し法人は之を除く(註)法人を除くは重複課稅を避くるが爲なり即ち法人の財產は株式又は持分に表現せられ其の株式又は持分は個人の財產として課稅せらるゝを以て法人の財產には課稅せざるを可とす(二) 権利者の住所が内國に在る外國に在るとを問はず但し第二項第一號 (ハ)の財產に付ては其の住所が内國に在る者

に限る

二 課稅すべき財產 (一) 内國に在る左記各號の財產(註)収益財產たると無収益財產(主として享樂財產)たるを問はず財產稅は財產共のものに擔稅力ありとして之に課稅するを目的とするものなるが故に収益の有無を問ふの必要なし加之無収益財產と雖之に課稅すれば當該財產をして収益化せしむるの好影響あるを以て無収益財產に對して課稅するを可とす(イ)動產及不動產(ロ)不動產の上に存する権利(ハ)前二號に掲げたる以外の財產權(註)本號の財產に付ては権利者の住所地を以て財產の所在地と看做す(ニ)前號の財產價額中より権利者に屬する一切の債務を控除す但し課稅外の財產を取得する爲に要したる債務は之を控除せず(註)家族扶養費の控除、小額所得者に對する斟酌等の如きは一般所得稅に於て爲すを可とし一般財產稅に於ては此等の人的事情を斟酌せざるものとす

三 課稅外と爲すべき財產 (一) 公共の用に供し又は公益の爲に使用する財產(二) 動產、家賃、什器、書籍其の他生活に必要なる家具日用品等

四 課稅最低限 同居家族の分を合算し總財產價額二千圓未満の者には課稅せず但し第三種所得納稅者の有する財產は此限に在らず

五 課稅方法 (一) 原則として個人に綜合して課稅すること(二) 無記名株式、公債社債、銀行預金等は配當又は利子支拂の際徵收すること(註)源泉課稅とするの結果免稅點以下のも

のにも課稅し又法人の所有するものにも課稅するものとす

六 課稅價格の算定 (一) 時價を標準とすること(二) 時價不明なるものは収益に對する一定倍數を標準とし時價収益共に不明なるものは評定價格に依ること(三) 地上權、永小作權、定期金其の他特殊の権利に付ては大體現行相續稅法の計算方法に準ずること

七 課稅價格の調査決定 大體現行所得稅法の規定に準ずること

八 税率 千分の一・五の比例稅率とすること

乙 地租營業稅の委譲方法

施行當初に於ける一般財產稅は成るべく其の稅率を輕くしそうが爲に其の歲入が現行地租及營業稅の總額に達せざる部分は當分の間臨機の處置として地租及營業稅の稅率を平等に低減して此の兩稅を存續せしめ財產稅完成の時に於て之を地方稅に委譲すること

丙 営分存續すべき地租營業稅の整理

國稅として存續すべき地租及營業稅の課稅標準等に付ては左の如くにすること

地租 地租は現行の鑑定を据置き追て地方稅に委譲する場合に於て改善を加ふること

營業稅 营業稅は成るべく營業利益を測定するに適當と認むる課稅標準を選択し同時に其の種目を成るべく少からしめ尙營業利益皆無なる場合に於ける課稅免際の途を開き左の

如く改正すること

改正要領 一 課税すべき營業の種類は大體

現行法に準ること二 課税標準は大體左の

如く改正すること(イ)建物賃貸價格は必ずし

も營業の大小收入の多寡を代表するものに非

ざるを以て原則として課税標準中より之れを

削除すること但し席貸業、料理店業、旅人宿

業に付ては例外として之を存置すること(ロ)

從來建物賃貸價格及從業者のみの課税標準と

したる營業に付ては收入金又は資本金をも課

稅標準とし營業利益の多寡に適應せしむるこ

と(ハ)物品販賣の賣上金は現行法に於て賣上

金に對する稅率を甲、乙に區分しゐるも其の

種目中不適當と認むるものあるを以て之を相

當に整理すること(ニ)課税最低限並資本金計

算方法に付ても相當調査すること(ホ)其の他

各業に付以上各號の趣旨に準じ適當なる改善

を加ふること

三 現行法に於ける課税標準額が前年の半額に達せざる場合の減損更訂の制度は之を存續し

別に其年に於ける營業利益皆無なる場合に於ては稅金を全免するの制度を設くること

四 課税手續(イ)課税標準の調査に付ては現行

調査委員の外同業組合其他各種の組合等の意見を徵するの制度を設け以て直接納稅者との折衝を少なからしむること(ロ)實地に就き調

査するの必要ある場合は高級稅務官吏を以て

之に充つるの組織とし且秘密漏洩に對し厳格

なる制裁を設くること(ハ)誠實なる申告を獎

勵し成るべく其申告を尊重するの方針を探る

と同時に無申告者又は不正申告者に對して相當の制裁規定を設くること

五 調査、決定、徵收、納期等 現行法の通但し調査委員及審査委員等の制度は大體改正所

得稅法に準じ之を改むること

六 稅率は以上各項に依り調査したる課税標準に對し總稅額を適當に配分したるものとする

こと

其の他の直接稅の整理

甲 廢止すべきもの

・ 通行稅 通行稅は之を全廢すること

・ 賣藥營業稅 課税最低減賣藥營業稅は之を廢止し營業稅法の製造業として課税する事

・ 鑽業稅 現行鑽業稅中鑽產稅の稅率は之を半減し鑽區稅は現行法の通存置すること

・ 鑽業稅 現行鑽業稅中鑽產稅の稅率は之を半減し鑽區稅は現行法の通存置すること

・ 相續稅 一 相續稅は大體現行法の組織の儘之を存置すること二 稅率は据置くこと三

・ 現行法第二十三條に依り遺產相續と看做すべき贈與は推定相續人に對するものゝみに限るも其の以外の親族に對して爲したるものも

・ 課税すること四 不動產及船舶の贈與に對しても法第二十三條に依り遺產相續と看做し課税すること五 船舶の價格は時價により計算

・ 一 稅額不明なるも登錄稅の減少と差引して大體増減なきものと認む

・ 登錄稅 一 遺言、贈與其他無償名義に因る不動產及船舶の所有權取得中親族間の贈與に

・ 對する稅率は遺產相續に因る各所有權の取得到する稅率に對し不正申告者に對しては

・ 同程度の稅率に低減し親族以外の者に對す

・ 一 銀行預金(貯蓄預金を除く)に對しては總て

・ 第二種所得稅を課すこと

・ 丙 改正せざるもの

・ 砂鑽區稅、換券發行稅、狩獵免許稅 一 現

行法の通存置すること

間接税整理案

現行間接國稅中廢止すべきもの、改正を要すべきもの及新稅とし創設すべきものと決定したる稅目左の如し。

甲 廢止すべきもの

・・・・・・・・・・・・
醤油稅、自家用醤油稅 醬油稅及自家用醤油
稅は之を廢止すること

石油消費稅 石油消費稅は之を廢止するを相
當と認む

賣藥印紙稅 賣藥印紙稅は之を廢止すること

乙 改正すべきもの

酒造稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料稅 一
酒稅課稅の制度にて付ては現行の儘据置くを
可とするも稅率は稅制整理に因る歲入減填へ
必要上左記の通増率すること

(イ) 酒類 第一種 酒精分二十三度以下の濁
酒一石に付三十二圓 第二種 酒精分二十三
度以下の清酒、白酒、酒精分三十度以下の一
味淋燒酎一石に付三十五圓 第三種 酒精分
三十度を超えて四十五度以下の燒酎 前號の金
額に酒精分三十度を酌ゆる一度毎に一圓三十
五錢を加へたる金額 第四種 酒精分二十三
度を超える濁酒、清酒、白酒、酒精分三十度を
超ゆる味淋及酒精分四十五度を超える燒酎
酒精分一度毎に一圓二十錢 一石に付二十圓
(ロ) 麥酒 (ハ) 酒精及酒精含有飲料 酒精分
二十三度以下のもの 一石に付三十七圓 酒
課稅をなすこと

印紙稅 一 印紙稅の制度に付ては定額階級
定額併用制と爲し其の稅率を左の通定むること

二 課稅方法は現行造石稅制度を維持するこ
と三 課稅標準は現行從量稅制度を維持する
こと四 酒稅の納期は之を現行の儘据置くこと
と五 課稅濟の酒稅を酒類又は酒精含有飲料
製造の原料と爲したるときは該酒精の造石稅
を下戻すこと六 現在清酒原料として使用し
得るは燒酎に限れるを改めて酒精又は燒酎と
爲し其の使用量を謬容量百に對し攝氏驗溫器
十五度の時に於て〇、七九四七の比重を有す
る酒精二、五以内と定むること七 葡萄蘿果
實酒は現在の通課以外に置くこと

甲 爲替手形、約束手形、株券相互保險會社
の發する基金證券、合名、合資會社の發する
出資證、債券、銀行定期預金證書、物品切
手別に掲げざる證書(記載金高 五千圓迄
五錢、同一萬圓迄十錢、同五萬圓迄五十錢、
同十萬圓迄一圓、同十萬圓超十萬圓又は其の
端數毎に一圓但し最高五十圓に止む)

乙 委任狀、船荷證券、運送貨物引換證、保
險證券、倉庫證券、株式申込證、社債申込證、
地上權、永小作權、地役權に關する證書、使
り其の色相に依ること二 珞是砂糖との權衡
は之を改正せざること三 珞是砂糖消費稅率
上之に課稅すること、し、飴は糖蜜と看做す
べき旨を砂糖消費稅法中に規定し之に對して
百斤に付二圓の課稅を爲すこと四 煉乳原料砂
糖戾稅法を改正すること

砂糖消費稅 一 砂糖の課稅方法は現行の通
り其の色相に依ること二 珞是砂糖消費稅率
は之を改正せざること三 珞是砂糖との權衡
上之に課稅すること、し、飴は糖蜜と看做す
べき旨を砂糖消費稅法中に規定し之に對して
百斤に付二圓の課稅を爲すこと四 煉乳原料砂
糖戾稅法を改正すること

織物消費稅 一 織物消費稅法は之を存置す
ること二 織物に對する課稅方法は現行法の
通り從價格の方法に依ること三 織物の原料
たる棉花又は織物の機臺に課稅し織物消費稅
を廢止すべしとの說あるも現行の通製品に課
稅すること四 現行の各種織物に對する從價
一割の課稅率は之を改正せざること五 織物
との權衡上メリヤス及フエルトにも課稅する
こと、しメリヤス及フエルトは織物と看做す
旨を織物消費稅法中に規定し織物と同一率の
課稅をなすこと

率を異にするものあるときは其高率の分に課税する旨の規定を設くること五 外國に於て作成したる證書帳簿を帝國內に於て行使するも之に對しては印紙稅を課せざること六 犯則者に對する罰科金の最低科料を五圓とし不消印犯は三圓とすること七 印紙稅を納付せざるか又は貼用印紙に消印を爲さざる證書帳簿を受領したる者に對しては其作成者が處罰せられたると否とを問はず收稅官吏は受領者の費用を以て印紙を貼用し又は消印を爲し得ることとし受領者が其費用を任意納付せざることは國稅徵收法の規定を準用すること八 印紙貼用の義務ある證書帳簿を無印紙にて授受したるときは裁判上證據力の認めざる旨の規定は之を設けざること九 收稅官吏の印紙稅に關する職務の執行を拒み又は之を忌避し若くは之に支障を加へたる場合の制裁規定を設くること

丙 創設すべきもの

化粧品稅 化粧品に對しては左の理由並方法に依り新に課稅を爲すこと一 化粧品は主として奢侈的消費に關するを以て課稅物體として適當なるのみならず其の消費額の如き年々著しく増加するの傾向ありて大正七、八、九年度の平均内地消費額は四千五百八十八萬圓に達し之が大正五、六年の平均二千二百萬圓に比するときは十割八分強の增加割合を示せり故に之に對し從價一割五分の課稅を爲すときは課稅に因る消費減を一割と見込み六百十餘萬圓の歳入を得べくして好箇の財源

たるべきこと二 課稅手續に關しては現行の賣藥稅法に於けるが如く定價を附記せしめ之に相當印紙を貼用せしむること三輸出品に對しては免除すること

清涼飲料稅 清涼飲料に對し左記方法に依り

新に課稅すること一 炭酸瓦斯を含有する清涼飲料に課稅すること但し炭酸瓦斯の含有量

萬分の五に満たざるものは之を課稅外とし尙

酒精分一度以上を含有する清涼飲料は之を酒

精含有飲料として同稅法に依り課稅し清涼飲料の範圍外と爲すこと二 清涼飲料製造者をして毎月其前月中に於て製造場より移出したる清涼飲料の石數を申告せしめ該石數に對して一石十圓の移出稅を課すること三 製造場内に於て消費せられたる清涼飲料は之を製造場外に移出したるものと看做す旨特に法律に規定し之に課稅すること四 第二項の稅金は移出の翌月之を徵收すること但し擔保を徵して一定期間(例二ヶ月)の延納を許すこと五 外國より輸入したる清涼飲料には保稅地域より引取の際一石十圓の引取稅を課すること六 外國に輸出したる清涼飲料に對しては其稅金並使用砂糖の砂糖消費稅に相當する金額を交付すること七 徵稅に關する取締並制裁規定は大體酒類其他の消費稅に準ずること

丁 改正せざるもの

取引所稅 取引所稅は現行の通據置くこと

骨牌稅 骨牌は現行の儘存置すること

第一 道府縣稅

甲 従來の戸數割及之に代る家屋稅を廢し賃貸價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること

乙 市町村の所得稅附加稅を府縣に委譲し府縣の所得稅附加稅率を現在の制限率に市町村の附加稅率を加へたるものまで引上ぐること

丙 府縣稅營業稅雜種稅を整理すること

丁 鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し新に鑛業及砂鑛業に對し府縣稅營業稅を課すること

第二 市町村稅

甲 地租及營業稅の附加稅率を高め且家屋稅附加稅を新設すること

乙 鑛業稅砂鑛區稅の附加稅を廢し鑛業及砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅を認むること

丙 従來の戸數割附加稅及之に代る家屋稅の附加稅を廢し主として所得を課稅標準とする戸數割を市町村に設け現在の家屋稅施行地にも施行すること

丁 戸數割の負擔を輕減すること

道府縣稅營業稅中廢止見込課目

露店に對する營業稅▽職工▽行商▽炭燒業▽紙漉業▽木質宿業▽貨機織業▽賣藥業▽賣藥行商業▽貨撈絲業▽縫絲業蹄鐵工業▽牛馬宿業▽仲仕業渡船業▽塗物業▽修繕業▽日雇業▽飛腳業▽手傳業▽柚業▽雜種稅中廢止見込課目

牛馬▽運送夫業△貨取牛馬▽仲仕▽荷積車前輶牛馬▽筏乘竹木流下業▽船乗▽貨駕籠▽覗眼鏡▽易占▽死畜取扱人▽屠手

地租及營業税全部委譲の場合に於ける地方税

整理案綱領

甲 道府縣稅 第一 道府縣に於ては地租、家

屋稅及營業稅を中軸とし之に配するに所得稅附加稅を以てし且適當なる雜種稅を認むること、第二 前項の方針の下に左の整理を行ふこと

(一) 地租は賃貸價格を標準として課することとし從前道府縣に於て賦課せる地租附加稅額に相當する程度に於て徵收すること(二) 营業稅は法令を以て其の課稅方法等を統一明定し労働者又は主として細民に課するが如き營業稅は之を廢止し從前道府縣に於ける國稅營業稅附加稅賣藥營業稅附加稅府縣稅營業(整理したる稅目を除く)並營業的性質の稅目的雜種稅額を限度として之を徵收せしむること(三) 鎌業稅及砂鎌區稅の附加稅を廢し新に鎌業及砂鎌業に對し營業稅を課すること(四) 従來の戸數割及家屋稅の附加稅を廢し戶數割を市町村の獨立稅とし所得を主たる課稅標準と爲し現在家屋稅施行地にも施行すること(五) 所得稅附加稅を道府縣に委譲すること(六) 府縣稅營業稅雜種稅の整理稅目に對する附加稅は當然消滅のこと(七) 現在の地租營業稅の委譲並新設家屋稅附加稅の賦課に依り生じたる財源は所得稅、附加稅の廢止に依り生じたる財源の缺陷と營業稅雜種稅の整理に伴ふ附加稅の消滅に依る財源の缺陷を補填し其の殘額だけ新設すべき戸數割を現在の戸數及家屋稅の附加稅より低からしむること

地稅及營業稅を地方稅とする 合に於ける課稅方法並國家の之に對する督監方法

乙 市町村稅 第一 市町村に於ては府縣稅たる地租、家屋稅及營業稅の附加稅を中軸とし

之に配するに獨立稅たる戸數割を以て該戸數割の稅額を地租家屋稅の附加稅及營業稅の附加稅額と同額以下たらしめ且雜種附加稅及地方の事情に依る特別稅を認むること 第二 前項の方針の下に左の整理を行ふこと

(一) 地租及營業稅の附加稅は現在の地租及營業稅(賣藥營業稅を含む)の委譲額と其の市町村の附加稅額を合算したる程度迄徵收すること(二) 鎌業稅及砂鎌稅の附加稅を廢し鎌業及砂鎌業に對する府縣稅營業稅の附加稅を現在國稅たる鎌業稅の委譲額と其の市町村の附加稅額を合算したる程迄徵收すること(三) 新設したる府縣稅家屋稅の附加稅を課すること

(四) 従來の戸數割及家屋稅の附加稅を廢し戸數割を市町村の獨立稅とし所得を主たる課稅標準と爲し現在家屋稅施行地にも施行すること(五) 所得稅附加稅を道府縣に委譲すること

一 兩稅共法律を以て其の組織及課稅方法等を規定すること
二 前項に依り規定すべき要領は大體左の通り
(イ) 地租の課稅標準は法定地價を廢して貨貸價格に依ることとし其の調査決定に付ては現行所得稅法に準じたる調査委員會の制度を設立すること(ロ) 营業稅は大體國稅營業稅の通じ其の課稅標準中より原則として建物貨貸價格を削除し其の他各業體に應じ課稅標準の種目又は計算方法等を修補すること但し課稅最低限は之を低下すること

三 兩稅の稅率は各地方全然同一ならしむを得ずと雖現行地租及營業稅は相互權衡を保持せざるものと認めらるゝを以て之を改正し其の収益を根據として兩稅間の權衡を保持したる最高稅率を法律にて規定すること而して若し之を超過して課稅するの必要あるときは中央政府の認可を受けしむること但し此の場合は兩稅共其の最高稅率に達したるとき有限る

附帶希望決議

一 本整理案は諮問の趣旨に依り現在の歳入に増減を來さることを目標として作成したるものなるを以て財源の關係上地租及營業税は當分約半額を國稅として存置すること、爲したものも理想としては其の全額を地方稅に委譲すべきものなるが故に軍備縮小に因り生ずる財源を以て此の兩稅の全部を地方稅に委譲せむことを望む

二 間接國稅に關する稅制整理の結果課稅の權衡上より新に飴、メリヤス、フェルト、化粧品、清涼飲料に對し課稅を爲し約一千二百萬圓の歲入を圖ることを計畫したるも若此の際他に適當なる財源あるに於ては此等の比較的大ならざる新稅を創設するは稅制整理の大體より通觀して寧ろ避くべきものと認む而して既に稅制整理の稅源として酒類に對し或程度の增稅を爲す以上は之との權衡上煙草に對しても若干値上を爲し之を財源と爲すを相當とすべし今参考として調査するに煙草値上に因り大正十年度に於ける煙草の賣行高を基本として其定價の平均二割程度の値上を爲すとせば相當消費稅を見込み約一千三百萬圓の歲入を得べきが故に此財源に因り新稅の創設を見合すを可と認む尤も專賣制度に關する調査は本諮問案の範圍外に屬するも特に此希望を附加す

第二 財政に關する主要運動

1 營業稅廢止運動

昨年十二月大阪に開かれた全國實業組合聯合會が軍備縮小剩餘金の處分に付き凝議せる結果、主として營業稅の改善をなすことを決議して以來、各地に於ける營業稅廢止運動は激烈に普及するに至つた。今其の一々に就いては到底記述し得ないが、全國的運動に就いてのみ簡単に述べるであらう。

先づ二月三日東京商業會議所に全國商業會議所實行委員會を開催したるを手初めとして、同月廿三日に於ては同所に全國商業會議所聯合會臨時大會が開かれ、東京外二大商業會議所提出の

營業稅は產業の發達を阻礙する惡稅にして之が全廢は吾人多年の主張たり特に軍備制限の協定成立して各國の產業競爭愈々激甚ならんとする今日遂に之れを撤廢するは刻下の務なりと認め極力其の貫徹を期す

を可決し、又同日東京の築地精養軒に於ては、東京實業組合聯合會主催の全國商工業者大會が開かれ、同様の決議をなし、左の實行方法を可決した。

一 政府並に貴衆兩院議長及政黨本部を訪問陳情する爲め各團體は實行委員一名以上を選定する事

二 大會の決議を徹底せしむる爲各員は夫々其の地選出の代議士を訪問し賛成を求むる事

三 各地に於て隨時演説會を開き公衆に對し意思の徹底を期する事

四 本部を東京實業組合聯合會内に置き本目的を貫徹する迄持久戦の覺悟を以て各地團體は常に相互の連絡を保ち本運動を持續する事

其後七月二十四日東京丸の内商工獎勵館に於て第二回の全國商工業者大會が開かれ、全國的廢稅デーを定め全國一齊に大々的運動をなす事を決議した。此決議に従つて十月一日より同月十日まで全國的に『營業稅全廢デー』を催した。先づ東京に於て一日本鄉座に『營業稅全廢期成大會大演説會』を開いたのを手初に全國大小都市に於て大大的運動が行はれた。

2 新戶數割規則改廢運動

新戶數割規則は昨年十月に公布され、そ

の施行細則は漸く本年から始めて實施する筈であつたが、實施に當つて、種々困難の事情が發生し、各方面に於て非難の聲が高かつた爲めに、内務當局に於ては倉皇として別項の如く之が改正をなすに至つた。今、左に其の改廢運動の主なるものを擧げてみよう。

イ 全國町村長會議

五月中旬東京市の帝國教育會に於て開催せられた卅五府縣の町村長會議は府縣稅戶數割規則に對し十五日の會議に於て『本規則は實行不可能であるから當分延期するか然らずんば適當の修正を加へて貰ひたい』といふ意味の決議をなしに上、十六日内務、大藏兩省當局を訪問した。

修正の要點

一 資產狀態に對する目立額二割とあるをそれ以上に擴大すること
一 國債の利子にも課稅すべきこと
一 老幼廢疾者に對する控除額を減少せしむること
と 希望條件

のみ費用が非常に嵩んで到底嚴密なる調査は不可能となり結局負擔の點に於て公平を缺くこととなる
一本規則の主義は理想上に於て可なりとするもこれが實行については負擔に急激の變更を來すことになるから勢ひ地方自治を破壊する結果となる
以上の理由の下に本規則の實施を當分延期するか乃至これに相當の修正を加へて欲しい場合によつてはこれを全然撤回してもよい

ロ 戶數割不納同盟

新戶數割規則に不平を抱き、殊に其の賦課方法を不當として七月より九月にかけて不納同盟をなすに至つたところが枚舉に遑がない。殊に富山縣婦負郡野積村、千葉縣東葛飾郡湖北村、靜岡縣駿東郡楊原村、三重縣松阪町、栃木縣足利郡久野村（納稅成績善良なる爲め表彰せられた村）、宮城縣宮城郡高砂村の夫れは甚だしいものがあつた。

今左に其の中の一たる靜岡縣下の夫れに就いて述べよう。

静岡縣駿東郡楊原村上杏賀區民なる中通り外吉田、西島、市場の四部落民四百名は八月上旬十一年上半期戶數割賦課に反対し村稅滯納の決議をなし、村稅革新團を組織し根本的に村稅の改

革をなし、戸數割賦課再調査を求むべき宣言書と決議文を發表し實行委員を選んで運動をなしに卅一日に於ては新戶數割反對期成同盟大演説會を開き東京よりも應援辯士を得、氣勢を挙げた。其結果村會議員の方に於ても二日協議會を開き實行委員と會見した。數百名の區民は此の模様を見んとして殺到し、役場吏員數名を袋叩にした。警官數名出張警戒した。

3 義務教育費國庫負擔運動

義務教育費國庫負擔法は大正六年寺内閣の時、義務教育費は國家と地方自治團體とが分擔すべきものなりとの觀念を基礎とし、それに若干の社會政策的意味を包含せしめて差し當り一千萬圓を國庫の負擔とし、その十分の一を資力薄弱町村に特別の方法によつて交付し他の十分の九を教員及び就學兒童數に比例して分配して今に及んだのであるが、今日に於ては現行法制定當時に比し各地の教育費が三倍強の増加をしてゐるので當然四千萬圓の増額を圖らなければならぬとして、國庫負擔金五千萬圓の運動が行はるゝに至つた。其の主なるも

イ 全國市町村義務教育費國庫

負擔金額期成同盟會の運動

帝國聯合教育會、全國市町村會、關東聯合教育會、教育雜誌記者より成る同會は五月十五日東京市神田區一橋通、帝國教育會講堂に於て大會を催し、左の宣言及び決議を發表した。

宣 言

市町村義務教育費國庫負擔金の増額は國民教育の發達と地方自治體振興との二問題解決的一大關鍵である此二大國務の振張發展は一にかゝりて義務教育費國庫負擔一増額に存することは世論の等しく認むる所であるのみならず政府當局に於てもまた明かに之を承認して居る然るに我々がその必要を絶叫して以來數年の今日に至るも猶未だ之が解決を見ざるは我々の最も遺憾とする所である方今世運の進展は急激を極め之に應ずる教育施設は一日を緩うすべからざると共に市町村の困弊は益々急を告ぐるものである此の際に當りて我々は我が政府當局及議政の府が直に本問題の解決に着手し軍備縮小に基く豫算更正に關する臨時議會を開いて時勢の急に應ずる措置を取ることを以つて最も緊要と認め左記諸項を決議して我々の意志を天下に聲明する

- 一 市町村義務教育費國庫負擔金は大正十一年一度より増額すること
- 一 右増額は本年度に於て少くとも五千萬圓を

財 政 一 班

下るべからざること

一 政府は曩日の聲明に基き速に臨時議會を開いて軍備縮小に關する豫算更正と共に右増額案を附議すべきこと

動及び各大臣との會見の結果を報告し、左の如き宣言及び決議をなした。

宣 言

同會は又九月二十一日同所に於て大會を催した。文相、内相、藏相との會見の報告後、宣言を發表し、次の如き決議をなした。

決 議

一本同盟會は市町村義務教育費國庫負擔金を大正十二年において少くとも五千萬圓以上の増額を必要とする

一本同盟會は文部大臣が若し四千萬圓増額の豫算を提出したとすれば假令その上の増額案提出が出來ないにしてもその提出案は强硬に支持すべき責任があると信ずる

一本同盟會は大藏大臣が斷然國庫の財政を按配して右増額を五千萬圓以上に法定するやう努力すべきものと認める

一本同盟會は現内閣が總ての國民の輿論となりその要求となつてゐる義務教育費國庫負擔金五千萬圓増額を十二年度より決行するを以て當然と信ずる

一本同盟會は各政黨政派が教育の振興と我町村の實狀に鑑み堅く本會の主張を援助せられんことを望む

- 一、市町村義務教育費國庫負擔金は大正十二年一度に於て少くとも五千萬圓を増額する事

大正十一年九月 全國町村長會

ロ 全國町村長大會

- 一 全國町村長臨時大會は九月二十日東京市赤坂三會堂に於て開催、前回の大會以後に於ける運